

大田区長 殿

誓 約 書

このたび大田区建築物耐震改修設計助成を申請するにあたり、以下のいずれかに該当する建築物である場合は、大田区建築物耐震改修工事助成要綱第 14 条第 1 項に規定する完了確認までには是正を行うことを誓約いたします。

- 1 敷地が建築基準法上の道路に 2 メートル以上接道していないもの又は無接道のもの
- 2 敷地が接道する建築基準法上の道路及び東京都建築安全条例(昭和 25 年東京都条例第 89 号) 第 2 条に規定するかど敷地のすみ切り(以下「接道する道路等」という。)内に建築物本体及びその付属物が突出しているもの
- 3 接道する道路等内に塀、門扉及び擁壁その他外構物が突出しているもの並びに接道する道路等内が道路状に整備されていないもの
- 4 木造 3 階建ての建築物
- 5 1 から 4 に準ずる建築基準法及び関係法令に重大な違反にあたりと認められるもの

以上

年 月 日

住所

氏名

印